

重度・重複障害児教育に関する研究

－国立久里浜養護学校の教育実践に対する保護者の評価について（第2報）－

吉川明守

A study on the education for severely and/or multiply disabled children
 – The evaluation of guardians to educational practice on The National
 KURIHAMA school for Children with Disabilities (No.2) –

Akimori Yoshikawa

1. はじめに

本研究は、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」¹⁾や「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」²⁾で指摘されているように、いまだ多くの課題を抱えている重度・重複障害児における教育現場の課題解決に向けての実践研究のみならず、政策課題解決を与えられた学校の使命達成のための教育実践研究の指針づくりに資するためのものである。

研究対象は、昭和54年（1979年）度の養護学校教育の義務制実施のための準備及び義務制実施後における当該教育の質的向上にむけ、重度・重複障害児教育の方法開発を国立特殊教育総合研究所と相互協力の下に行うことが政策課題として与えられていた国立久里浜養護学校（以下、「久里浜養護学校」と記す）の教育実践に関する事項等である。

前々報³⁾では、久里浜養護学校における教育実践を同校教師の教育実践に関する投稿数や内容から把握し、それを特殊教育諸学校の幼稚部教育要領（以下「教育要領（特支）」と記す）や小学部・中学部学習指導要領（以下「学習指導要領（特支）」と記す。）の内容と比較検討した。その結果、いくつかの課題は残されてはいるものの、学習指導要領（特支）等における重度・重複障害児教育に関する内容の改善と久里浜養護学校における教育実践の成果とは、密接な関係が認められ、政策課題として求められた重度・重複障害児教育における教育内容・方法の開発については、一定の成果をあげることができたと考えられる知見を得た。併せて、先導的に教育実践を実施するためには、研究者との協働作業が必要であり、これを円滑に推進するためには、研究スタッフと実践スタッフが対等なパートナーとして配置されるような、学校の組織づくりが必要であることや教育実践を再点検・再評価するための追跡調査の必要があることが示唆された。

また、前報⁴⁾では、平成6年度に実施された久里浜養護学校における転学生・卒業生の保護者（以下、保護者と記す。）に対するアンケート調査を基に、保護者の昭和46年度改正告示学習指導要領（特支）及び昭和54年度改正告示学習指導要領（特支）等を基準として、それぞれの期間、久里浜養護学校で編成された教育課程に沿って実施された教育実践等に関する保護者の評価を抽出し、被支援者側の政策課題解決に対する評価について検討した。その結果、久里浜養護学校が編成した教育課程について

は、入学時に保護者が課題解決を期待した内容と乖離したのではなく、経年とともにより保護者のニーズを充足させるものへと改善されていった評価であったことが示唆された。したがって、重度・重複障害児教育における教育内容・方法を開発するという政策課題解決については、支援者側である教師の教育実践等に関する投稿に基づいた評価と同様、一定の成果をあげることができたと考えられる知見を得た。しかし、政策課題を達成する具体的課題と考えられる「地域の学校で適切な教育を受けられるように支援すること」については、保護者が期待する指導の引き継ぎに必要となる教育情報の伝達が、指導要録や健康診断書の法定文書の送付だけでは不十分であることや、久里浜養護学校就学時における指導内容・方法に関する詳細教育情報を記した「地元教育委員会宛て通信」の内容は、必ずしも転出先校の担任に伝わるものではなく、指導の引き継ぎ方法に具体的課題が残っていたことが明らかになった。

今回の研究は、前報で検討できなかった平成元年度以降の改正告示学習指導要領（特支）等に基づいて、久里浜養護学校で編成された教育課程により、教育を受けてきた幼児児童の保護者に対して、新たに実施したアンケート調査の結果から被支援者側の平成元年度以降の政策課題解決に対する評価について検討した。

2. 方法

(1) 調査対象

久里浜養護学校に2年間以上在籍し、調査時点で成人に達している者（以下、「卒業生等」と記す。）50人のうち、住所不明者16人と死亡者7人を除いた27人の保護者であった。

(2) 調査内容

資料2参照

(3) 調査方法

① 調査票の配票及び回答方法

調査票は、郵送方式で配票し、回答は自記式で行った。

② 回収方法・回収率

回収は郵送にて行った。回収率は51.9%であった。

③ 調査期間

平成22年1月20日から同年2月末日までであった。なお、回答があった14人の卒業生等の入学時期、入学学部、障害の状況、在籍年数及び義務教育終了後の経過年数及び出身地については表1～2に示した。

表1 入学学部と在学年数

	入学学部			在学年数			
	幼稚部	小学部	小計	4年未満	4年以上 7年未満	7年以上	小計
聾・知的障害	0	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	1 (7.1%)	0	1 (7.1%)
聾・肢体不自由・知的障害	0	1 (7.1%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	0	1 (7.1%)
肢体不自由・知的障害	4 (29.6%)	3 (21.4%)	7 (50%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	2 (14.3%)	7 (50%)
重度知的障害	0	4 (29.6%)	4 (29.6%)	1 (7.1%)	3 (21.4%)	0	4 (29.6%)
重度情緒障害	0	1 (7.1%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	0	1 (7.1%)
小計	4 (29.6%)	10 (71.4%)	14 (100%)	5 (35.7%)	7 (50%)	2 (14.3%)	14 (100%)

(単位：人)

表2 義務教育終了後の経過年数と出身地

	義務教育終了後の経過年数				出身地			
	6年未満	6年以上 10年未満	10年以上	小計	県内 (神奈川県)	県外 (関東圏)	県外 (関東圏外)	小計
聾・知的障害	0	0	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	1 (7.1%)	0	1 (7.1%)
聾・肢体不自由・知的障害	0	0	1 (7.1%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	0	1 (7.1%)
肢体不自由・知的障害	1 (7.1%)	1 (7.1%)	5 (35.7%)	7 (50%)	6 (42.9%)	1 (7.1%)	0	7 (50%)
重度知的障害	1 (7.1%)	0	3 (21.4%)	4 (29.6%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	0	4 (29.6%)
重度情緒障害	1 (7.1%)	0	0	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	0	1 (7.1%)
小計	3 (21.4%)	1 (7.1%)	10 (71.4%)	14 (100%)	11 (78.6%)	3 (21.4%)	0	14 (100%)

(単位：人)

(4) 分析の方法

保護者に対するアンケート調査結果相互の関連や調査結果と学習指導要領（特支）等の告示内容との関連を検討し、被支援者側の政策課題解決に対する評価を明らかにする方法をとった。

3. 結果

卒業生等が在学していた期間において、適用となっていた学習指導要領（特支）等は、平成元年度新規告示教育要領（特支）・平成元年度改正告示学習指導要領（特支）及び平成10年度改正告示学習指導要領（特支）・平成10年度改正告示教育要領（特支）であった。

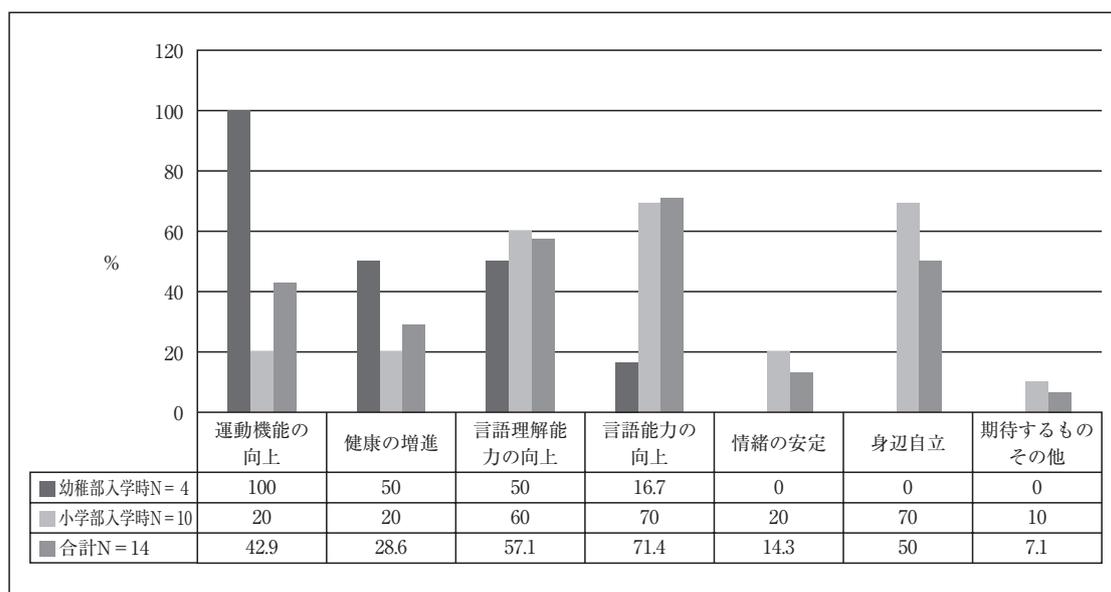
しかし、回収票においては平成10年度改正告示学習指導要領（特支）等が適用となった年度以降に入学した者はいなかった。また、平成10年度改正告示学習指導要領（特支）等適用期間に在籍した者は、平成元年度告示学習指導要領（特支）等の適用期間からの継続在籍の3人と少なく、かつ適用期間における在籍年数も3年以内（1年が1人、2年が1人、3年が1人）と短期間であったため、結果については一括して示した。

(1) 入学時の保護者の期待

久里浜養護学校に入学させるにあたって、保護者が期待した内容を示すと以下の通りであった。

- ① 幼稚部入学児の保護者においては、「運動機能の向上」を期待した者が100%と最も多く、以下、「健康の増進」、「言語理解能力の向上」を期待した者がそれぞれ50%、「言語能力の向上」を期待した者が16.7%の順で多かった（図1参照）。
- ② 小学部入学児の保護者においては、「言語能力の向上」及び「身辺自立」を期待した者が70%と最も多く、以下、「言語理解能力の向上」を期待した者が60%、「運動能力の向上」や「健康の増進」及び「情緒の安定」を期待した者が20%の順で多かった（図1参照）。「その他」1人（10%）の内容は、「入学するまでの6年間は、何もできなかったもので、何かできることを見つけてくれることを期待した」であった。

図1 入学にあたって保護者が期待したこと

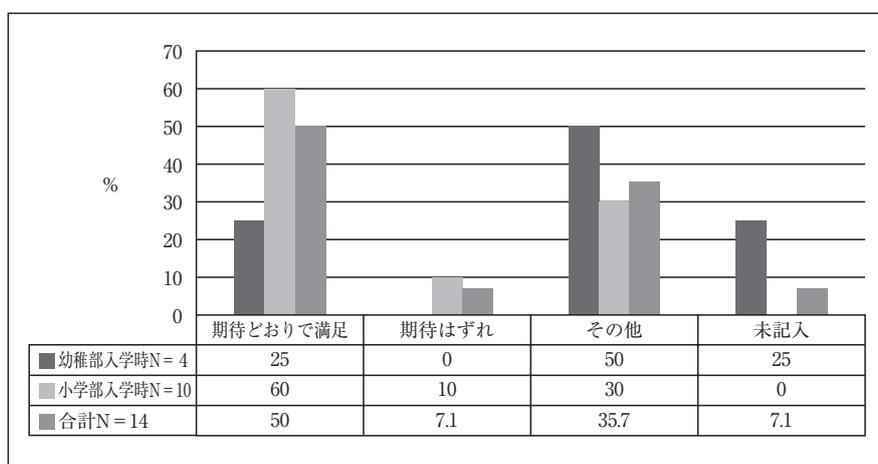


注：複数回答あり

(2) 在学したことへの保護者の評価

- ① 幼稚園入学児の保護者においては、「期待通りで満足している」と評価した者が25%、「期待はずれであった」と評価した者はいなかった。「その他」の50%の具体的内容は、「担任と1対1で密に接することは良かったが、それ以外の先生や児童との接点が少なかった。また、授業時間が短く、設備が整っていてもそれがうまく使われていないように感じた。」や「マンツーマンで本人をじっくり見て下さり、絶えず本人にとって向上する上で何が最適なのかを考えて頂いたことに感謝です。」であった。また、未記入者は25%であった（図2参照）。
- ② 小学部入学児の保護者においては「期待通りで満足している」と評価した者が60%、「期待はずれであった」と評価した者が10%、「その他」の30%の具体的内容は、「個別の対応は良かったが、行事等が少なく、体験することを多くして欲しかった。」「居住地との交流が少なく、いじめにあっていたのが心配であった。」であった（図2参照）。

図2 在学したことへの保護者の評価

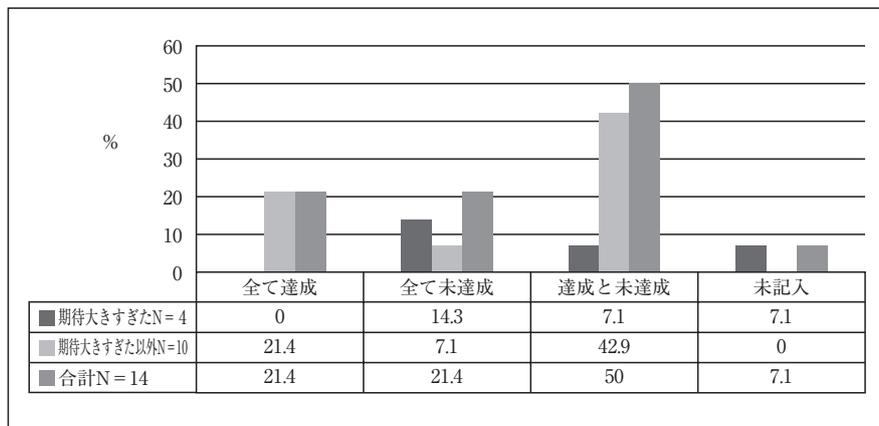


(3) 入学時に期待した内容の在学中の達成度

(概括評価)

- ① 幼稚部入学児と小学部入学児をあわせてみると「達成したものとしなかったものがあつた」と評価した保護者が50%と最も多く、以下「全て達成した」及び「全て達成しなかった」と評価した者がそれぞれ21.4%、未記入者は7.1%であった。(図3参照)
- ② 入学時に期待したことへの振り返りの評価をみてみると「入学時の期待が大きすぎるものであつた」と考える保護者は「入学時に期待したものは全て未達成であつた」と評価した保護者21.4%のうち14.3%であり、「達成したものと達成しなかったものがあつた」と評価した保護者50%のうち7.1%でであつた(図3参照)。

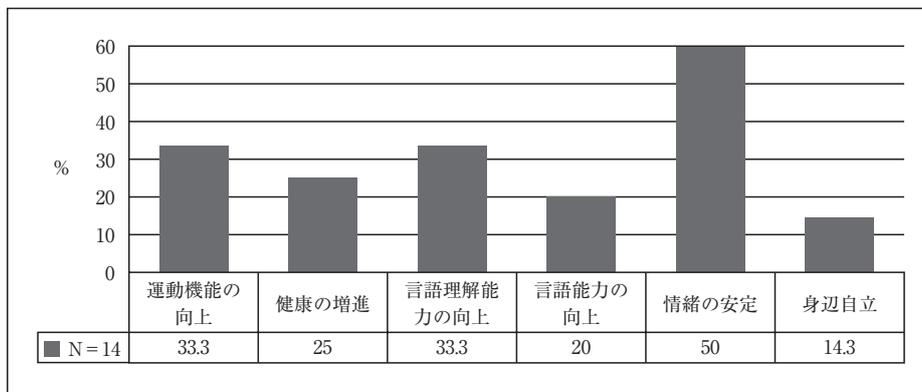
図3 入学時に期待したことへの振り返りの評価と入学時に期待したことの在学中の達成度(概括評価)



(内容別評価)

「情緒の安定」に関する内容が達成したと評価した者が50%と最も多く、以下、「運動能力の向上」及び「言語理解能力の向上」に関する内容が達成したと評価した者がそれぞれ33.3%、「健康の増進」に関する内容が達成したと評価した者が25%、「言語能力の向上」に関する内容が達成したと評価した者が20%、「身辺自立」に関する内容が達成したと評価した者が14.3%の順で多かつた(図4参照)。

図4 入学時に保護者が期待した内容の在学中における内容別達成度



注：複数回答あり

(4) 転出先校の担任における指導の継続にかかわる引き継ぎ情報の把握状況

- ① 転出先校において、指導に関わる引継ぎ情報を「担任は知っていた」と評価した者が50%と最も多く、次いで「担任は知らなかった」と評価した者が28.6%であった。「その他」の14.3%の具体的内容は、「知ろうとしなかった」及び「久里浜養護学校での個々の対応から集団対応が多くなり、内容も本人が向上していくには程遠い感じとなった。中等部も高等部も異なる学校に進学したが、親の思いや意見を反映させて頂くことはほとんどなく、お任せ状態で過ごした。」であった。また、未記入者は7.1%であった。(図5-1参照)
- ② 転出先校の担任が引き継ぎ情報を把握していた学校において、「指導は継続されていた」と評価した保護者は71.4%と最も多く、「指導は継続されていなかった」と評価した保護者と「その他」と回答した保護者がそれぞれ14.3%であった。「その他」の具体的内容は、「指導を継続しようとしてくれたが、一般の学校(特殊学級)では、無理だと感じた。その代わりに久里浜養護学校ではできないかわり方をしようとしてくれた。このことについては、小学校・中学校・養護学校高等部の担任と、きちんと相談しながら指導をお願いしてきた。」であった。(図5-2参照)
- ③ 転出先校の担任が引き継ぎ情報を把握していなかった学校において、「指導は継続されていなかった」と評価した保護者は75%で、そのうちの50%は「久里浜養護学校に在学したことは期待通りで満足」と評価した保護者であった。また「指導は継続されていた」と評価した保護者は25%であった。(図5-3参照)

図5-1 転出先校における担任の引き継ぎ情報の把握状況

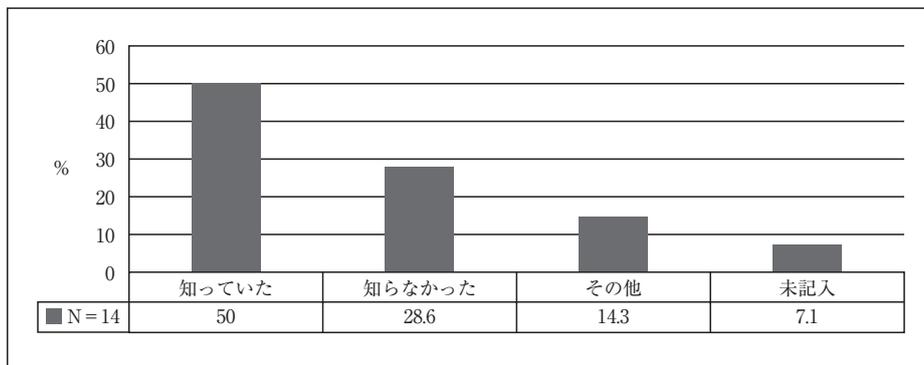


図5-2 転出先校担任が引き継ぎ情報を把握していた学校における指導の継続状況

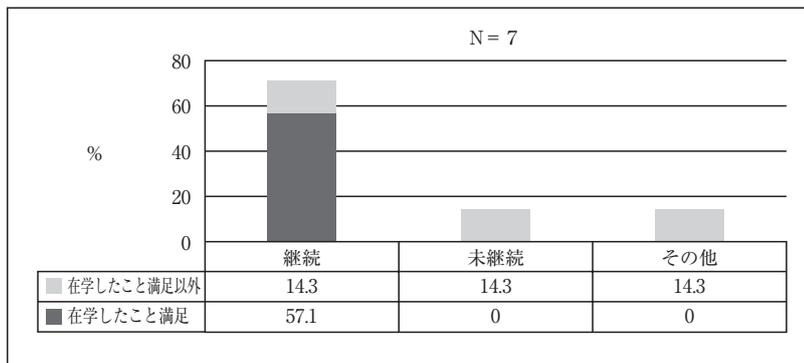
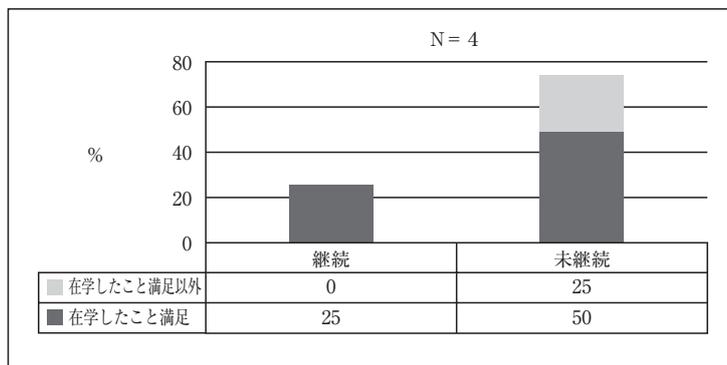


図5-3 転出先校担任が引き継ぎ情報を把握していなかった学校における指導の継続状況



(5) 保護者の悩み

調査時点において、「悩みごとがある」と回答してきた保護者は64.3%であり、「悩みごとはない」と回答してきた保護者は35.7%であった。「悩みごとがある」と回答した保護者の66.7%が、意思の疎通ができないこと、身体機能退行していること、強いこだわりあることやパニックを頻発することなど、卒業生等本人の能力に関する事柄をあげていた。これは福祉制度不備や社会資源の不足など、卒業生等本人の能力に関する事柄以外のことが悩みごとであると回答した保護者55.5%を上回っていた。一方、「悩みごとはない」と回答した保護者の40%は、これまでの悩みごとであったことを保護者自身が受容できるようになったことを理由としてあげていた。(表3-1、表3-2参照)

表3-1 現在の保護者の悩み

悩みの有無	人数 (%)	悩みの内容	人数 (%)	悩みの有無	人数 (%)	悩みの内容	人数 (%)
悩みある	9 (64.3%)	能力に関する内容	6 (66.7%)	悩みなし	5 (35.7%)	受容できるようになったこと	2 (40%)
		能力に関する内容以外	5 (55.5%)			受容できるようになったこと以外	3 (60%)

注：「悩みある」の「悩みの内容」は複数回答あり

表3-2 保護者の悩み（卒業生等本人の能力に関するもの）の具体的内容

悩みの内容	具体的内容	人数 (%)
こだわり・パニック	・こだわりが強く日常生活を円滑に送れない。 ・イライラすると他傷・自傷行為が頻発する。	2 (22.2%)
退行	・身辺処理が運動機能の退行により出来なくなった。 ・身体の変形・関節の拘縮が進行し、自分で体位交換や移動が困難になっている。	3 (33.3%)
意思の疎通	・本人が求めているものが周囲の人には解らない。 ・危険なことややってはいけないことが伝わらない。	2 (22.2%)

注：複数回答あり

4. 考察

(1) 久里浜養護学校における教育課程の編成に関する評価

① 入学時における保護者のニーズからの検討

久里浜養護学校に入学するに当たりほとんどの小学部入学児の保護者は、運動機能の向上、健康の増進、言語理解能力の向上、言語能力の向上、情緒の安定、身辺自立を期待していた。これら以外の内容を期待した者は、10%の者しかいなかった(図1参照)。このようにこれらの保護者のニーズのほとんどのものが、小学部においては、平成元年度に改訂告示された学習指導要領(特支)に示されていた「養護・訓練」の五つの柱に分類された18項目の内容(資料1参照)に包含されると考えられるものであった。

この時期の久里浜養護学校においては、以前と同様に「養護・訓練を主とした教育課程」を編成して教育実践を推進していた⁶⁾。この「養護・訓練を主とした教育課程」とは、障害の種類・程度及び適性等の多様性に応じた教育を行うため、この時期の学習指導要領(特支)⁸⁾では、「重複障害者のうち学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に変えて養護・訓練を主として行うこと」等が重複障害者等にかかわる教育課程編成の特例として示されており、この特例に基づいて編成された教育課程を指している。

したがって、保護者の入学時の期待内容が、養護・訓練に示されていた内容にほとんど包含されるものであったことは、この時期の久里浜養護学校で編成されていた小学部の教育課程が、保護者のニーズと乖離していたものではなかったことを示唆していると考えられた。

また、幼稚部入学児の保護者においては、全ての者が運動機能の向上、健康の増進、言語理解能力の向上、言語能力の向上、情緒の安定、身辺自立を期待していた。これらのものは、平成元年度から新規告示された教育要領(特支)の「養護・訓練」の16項目の内容(資料1参照)に全て包含されると考えられるものであった。

この時期の久里浜養護学校における幼稚部の教育課程であるが、教育要領(特支)⁷⁾には、学習指導要領(特支)と異なり、「重複障害者等にかかわる教育課程編成の特例」は示されておらず、したがって他の領域の目標及び内容に関する事項の一部又は一部の領域に変えて養護・訓練を主として行うことを意味する「養護・訓練を主とした教育課程」を編成することはできなかった。しかしながら久里浜養護学校の教育方針(個々の児童等の障害の状態、能力、特性等に応じた指導を通じて、その全人的発達を図りその可能性を最大限に伸長させることを目指す。)や幼稚部幼児のタイムテーブル等^{5) 6)}から考察すると、教育要領(特支)に示されていた心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境に関する領域「環境」、言語の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」の5領域の内容と関連をもたせながらも、極めて養護・訓練の目標及び内容に重点がおかれた教育実践が推進されていたと考えられた。

したがって、保護者の入学時の期待内容が、養護・訓練に示されていた内容に全て包含されるものであったことは、この時期の久里浜養護学校で編成されていた幼稚部の教育課程が、小学部と同様に保護者のニーズと乖離していたものではなかったことを示唆していると考えられた。

② 入学時における保護者のニーズの充足度からの検討

入学時の期待内容が、久里浜養護学校在学時に「全て達成された」と評価した保護者は、21.4%であり、「全てのものが未達成であった」と評価した保護者21.4%と同数であった。残りの保護者は、未記入者7.1%を除いて、50%の者が「達成したものと未達成のものがあった」と評価していた(図3参照)。

入学時に保護者が期待した内容における久里浜養護学校在学中の達成度をみると、全ての内容において、50%水準を越えるものはなく、特に身辺自立（14.3%）、言語能力の向上（20%）、健康の増進（25%）については、30%にも満たないものであった（図4参照）。

これらのことからこの時期に久里浜養護学校において編成された教育課程に基づく教育実践の結果は、保護者のニーズを必ずしも充足させるものではなかったと考えられた。したがって、教育実践のもととなるこの時期の教育課程を、ニーズを充足させるという観点から評価すると、保護者の評価は低いものであったと推測された。中でも教育要領（特支）に示された養護・訓練の内容においては、「(1) 睡眠、食事、排泄などに関する基礎的な生活のリズムを身に付ける。」、「(2) 喜んで身の回りを清潔にしたり、環境の変化に応じて衣服を調節したりする。」、「(3) 疾病や損傷の状態を知り、気を付けて行動する。」、「(11) 日常生活の基本動作を喜んで行う。」、「(14) 表情や身振りなどの様々な方法を用いて意欲的に意思を伝え合う。」、「(15) 言葉を獲得し、これを用いて意思を伝え合う。」及び「(16) 事物・事象と対応付けられた言葉を増やし、これを活用する。」における内容に関すること、また学習指導要領（特支）に示された養護・訓練の内容においては、「1 身体健康」と「5 意思の伝達」の全ての項目及び「4 運動動作」の項目の「(3) 日常生活の基本動作の習得及び改善に関すること。」における内容（資料1参照）に関することが、低い評価であったと考えられた。

一方、久里浜養護学校在学したことに対する保護者の評価をみると、全期間を通じて「期待した通りで満足である」と評価した保護者が50%であり、「期待はずれ」と評価した保護者の7.1%を大きく上回っていた。また、「期待した通りで満足である」とも「期待はずれ」とも評価できず、「その他」と評価した35.7%の内容は、「一部物足りないものがあったこと」や「入学時に期待したことは達成されたが、新たな悩みが出てきたため」及び「感謝の気持ちを表したいため」であった。したがって、久里浜養護学校で教育を受けたことに対する保護者の満足度は、極めて高いものとして評価されていると考えられた（図2参照）。

この両者の乖離した評価の形成要因の一つとしては、入学時における保護者の過度の期待内容があげられる。すなわち「入学時の期待内容は全て達成されなかった」及び「達成されたものと達成されなかったものがあった」として回答した71.4%のうち、調査時点で振り返ってみると、入学時に期待した内容は「期待の大きすぎる内容」であったと保護者自身が考えるものが21.4%を占めていたことがこのことを示唆している（図3参照）。

したがって、調査時点で保護者が適切な内容と考えるニーズに限定し、それを充足させるという観点から、教育課程を評価すると、保護者の評価は決して低いものではなく、前述の在学したことに対する高い満足度を重ね合わせると、むしろ多くの保護者から支持されるものであったと考えられた。

(2) 移行に関する評価

指導の継続にかかわる引き継ぎ情報については、28.6%の保護者が「転出先校の担任は把握していなかった」と回答していた（図5-1参照）。このことは地元の学校に転出した際に、久里浜養護学校が指導の中心となる担任に対して、期待する引き継ぎ情報の伝達を行っていなかったという評価を4人に1人以上という高い割合で保護者がしていたことを示唆している。

また、転出先校での久里浜養護学校在学中における指導の継続状況については、引き継ぎ情報を担任が把握していたか否かで大きく異なっていた。引き継ぎ情報を担任が把握していない場合においては、75%の高い割合で「指導が継続されていなかった」と保護者は評価し（図5-3参照）、「引き継ぎ情報を担任が把握していた」と評価された場合の14.3%を大きく上回っていた（図5-2参照）。この「引き継ぎ情報を担任が把握しておらず、指導が継続されていなかった」と評価された75%について、久里

浜養護学校に在学したことにおける評価で内訳をみると、50%が「期待通りで満足」と評価されたものであり、25%がそれ以外の評価をされたものであった（図5-3参照）。このことは指導が継続されていないと評価した保護者の多くが、久里浜養護学校で行われていた指導の継続を望んでいたということを示唆していると考えられた。

前報で記したように久里浜養護学校では、設立の経緯から義務教育期間中に必ず地元の養護学校等に転学・進学させるようにするため、関係都道府県教育委員会と連携をとりながら円滑な移行が実現できるようにすることも重要な使命の一つであった。したがって、転学・進学にあたっては、保護者の意向を踏まえながら在学中に当該教育委員会に対して、円滑な移行に必要な教育情報を伝達してきた。

しかしながら、平成12年度の国立特殊教育総合研究所と久里浜養護学校との共同研究⁹⁾（以下「共同研究」と記す）における移行に関わる調査結果をみると、必ずしも転出先校にその内容が伝達されていなかったり、伝達されていても担任は把握していなかったりして、結果的に転出先校や担任が把握していた内容は、学校教育法施行規則等で定められている指導要録（抄本又は写し）、健康診断票及び歯の検査票の写し（以下「法定文書」と記す）に記載してあるもののみであった学校もあった。この法定文書の送付だけでは、個人差の大きい重度・重複障害児の指導の継続にかかわる教育情報を伝達するためには、不十分であるということが、先の「共同研究」でも指摘されている。

久里浜養護学校に課せられていた政策課題は、重度・重複障害児教育の方法開発であるが、このことは保護者の視点に立てば、重度・重複障害がある我が子等の適切な教育内容・方法の開発である。したがって、指導の継続如何に関わらずその教育内容・方法が転出先校で把握されていないと評価されていたことは、重度・重複障害児教育の方法開発という政策課題が、この時点において達成されたとは保護者から評価できないものであったといえる。

（3）今後の課題

現在、卒業生等に関することに悩み（困っていることや解決して欲しいこと）があると回答した保護者は64.3%であり、悩みごとはないと回答してきた保護者（35.7%）の2倍近く存在した。悩みごとがあると回答した保護者のうちの66.7%が、意思の疎通ができないこと、身体機能退行していること、強いこだわりあることやパニックを頻発することなど、卒業生等本人の能力に関する事柄をあげていた（表3-1及び表3-2参照）。このことは20歳を過ぎてもなお本人の能力の向上を期待し、悩みをかかえている保護者が多く存在することを示唆している。

悩みの具体的内容を見てみると「強いこだわりやパニックで円滑な日常生活が送れなかったり、他傷や自傷を頻発したりする。」「言語能力や言語理解能力が低く、周囲の人に自分の要求を伝えられなかったり、危険な行動や社会的ルール違反の行動に対する周囲の人からの伝達を理解できなかったりする。」というように、今日では周囲の人のかかわり方や受けとめ方で軽減・解消できると考えられるものがある。

しかしながら、久里浜養護学校が重度・重複障害児教育の方法開発の拠り所としてきた養護・訓練は、平成元年度新規告示教育要領（特支）において、「この領域は、幼児の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基礎を培う観点から示したものである。」とあり、また平成元年度改訂告示学習指導要領（特支）においては、「児童又は生徒の心身の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的な発達の基盤を培う」ことを目標として示されていた。すなわち障害児の心身の障害の状態を改善・克服することを主眼としたものであった。

ここでいう障害の状態とは、生理的損傷によってもたらされる能力的制約を指しており¹⁰⁾、世界保健

機構（WHO）が1980年に発表した「国際障害分類（ICID）」でいうところの「Disability（能力障害）」と同意語といえる。この障害観に立つと障害の状態は本人の問題であり、養護・訓練も生理的損傷によってもたらされる本人の能力的制約を改善・克服することを目指すものとなる。（障害の状態を、生活機能と活動の視点から、その人を取り巻くあらゆるものとの関係性の中でとらえようとする「国際生活機能分類（ICF）」が、WHOで採択されるのは、2001年5月まで待たねばならない。）

久里浜養護学校では、開校時の運営の基本方針の1つに「寮学一体」をあげているように、重度・重複障害児教育において、教育成果を得るためには学校での学習だけでは困難であり、寄宿舎における生活指導も含めて24時間の指導体制を確立する必要があるとの考え方があった。この考え方に立脚すると当然のことながら、本人の能力的制約を改善・克服する意義を保護者に伝え、家庭生活においても改善・克服のためのかかわりを保護者に求めていくことになる。このような学校からの求めの影響を受け、本人の能力的制約を改善・克服することのみが障害の状態を軽減・解消することにつながるという観点から保護者の多くは抜け出だせず、今なお解決困難な悩みを抱えているとも考えられる。

今回の調査において、「悩みがない」と回答してきた保護者のうち40%の者が、かつて悩んできた卒業生等の障害の状況を受容できるようになった時点で、悩みはなくなったと回答している。なぜ受容できるようになったのかその理由を明らかにすることは、悩みを抱える保護者のQOL（Quality of life）を高め、ひいては保護者と生活をともにする卒業生等のQOLを高めていくことにつながるものと考えられる。教育は生活を充実させるためのものでもあることを考えると、この結果は「重度・重複障害児教育の方法開発」という政策課題が未だ達成できない部分があることを示唆している。したがって、どのような理由で、卒業生等の障害の状況を当該保護者が受容できるようになったのかを明らかにしていく必要があるが、今回の調査はここまでのことを想定して実施していない。今後は、このことを解明するための詳細な調査の実施が課題となる。

5. おわりに

久里浜養護学校で平成元年度以降教育を受けた転学生・卒業生のうち、調査時点で満20歳に達していた保護者に対して実施したアンケート調査結果を被支援者側の評価としてとりあげ、被支援者側の政策課題解決に対する評価について検討した。

その結果、以下の3点の知見が得られた。

- (1) 重度・重複障害児に対する教育内容・方法の開発という政策課題の根幹となる教育課程の編成については、入学時において保護者が久里浜養護学校の教育に課題解決を期待した内容にはほぼ応えるものであったことを示唆する評価であった。
- (2) 重度・重複障害児教育の方法開発という政策課題は、保護者の視点に立つと移行先の学校で適切な教育を受けられるように支援することも具体的内容となるが、開発された指導内容・方法が移行先の全ての担任に把握されておらず、この時点において達成されたとは保護者から評価できないものであったことが示唆された。
- (3) 卒業生等のQOLを高めるために、共に生活をしている保護者のQOLを高めることが必要であるが、そのためには卒業生等の障害の状態を保護者が受容できるようにすることが一つの方法であることが示唆され、そのための詳細な調査が今後の課題として残った。

文献

- 1) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」2001年.
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」2001年.
- 3) 吉川明守「重度・重複障害児教育に関する研究 - 国立久里浜養護学校の教育実践について -」新潟青陵大学短期大学部研究報告第39号, 2009年.
- 4) 吉川明守「重度・重複障害児教育に関する研究 - 国立久里浜養護学校の教育実践に対する保護者の評価について -」新潟青陵大学短期大学部研究報告第40号, 2010年.
- 5) 国立久里浜養護学校「平成元年度 学校要覧」～「平成10年度 学校要覧」1989年～1998年.
- 6) 国立久里浜養護学校「教育年報第15年報」～「教育年報第24年報」, 1989年～1989年.
- 7) 文部省「特殊教育諸学校幼稚部教育要領」1989年.
- 8) 文部省「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」1989年.
- 9) 国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校「重度・重複障害児に対する幼・小・中学部一貫した教育内容・方法に関する研究 - 各学部間の移行に焦点をあてて -」, 2000年.
- 10) 村田茂「養護・訓練の歴史の変遷とその意義」, 肢体不自由教育147, 日本肢体不自由教育, 2000年.

資料1

平成元年度新規告示教育要領（特支）における養護・訓練の内容
<ul style="list-style-type: none"> (1) 睡眠、食事、排泄などに関する基礎的な生活のリズムを身に付ける。 (2) 喜んで身の回りを清潔にしたり、環境の変化に応じて衣服を調節したりする。 (3) 疾病や損傷の状態を知り、気を付けて行動する。 (4) 身近な人たちに関心をもち、親しむ。 (5) 身近な人や物などとかかわりをもち、安定した情緒の下で行動する。 (6) 視覚、聴覚、触覚などを活用して周囲の状況を知る。 (7) 感覚の補助具などを喜んで活用する。 (8) 位置、方向、形などを手がかりとして、環境の状態を知り働きかける。 (9) 姿勢と運動・動作の基礎を身に付けるために必要な活動を進んで行う。 (10) 補助具などを用いて姿勢を保持したり、運動したりする。 (11) 日常生活の基本動作を喜んで行う。 (12) 体を移動する力を身に付け、生活空間を広げる。 (13) 手や指の使い方を知り、喜んで活用する。 (14) 表情や身振りなどの様々な方法を用いて意欲的に意思を伝え合う。 (15) 言葉を獲得し、これを用いて意思を伝え合う。 (16) 事物・事象と対応付けられた言葉を増やし、これを活用する。
平成元年度改訂告示学習指導要領（特支）の養護・訓練の内容
<ul style="list-style-type: none"> 1 身体の健康 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 疾病の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 損傷の理解と養護に関する事 2 心理的適応 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対人関係の形成に関する事。 (2) 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関する事。 (3) 障害を克服する意欲の向上に関する事。 3 環境の認知 <ul style="list-style-type: none"> (1) 感覚の活用に関する事。 (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (3) 認知の枠組みとなる概念の形成に関する事。 4 運動・動作 <ul style="list-style-type: none"> (1) 姿勢と運動・動作の基本の習得及び改善に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活の基本動作の習得及び改善に関する事。 (4) 移動能力の向上に関する事。 (5) 作業の巧緻性及び遂行能力の向上に関する事。 5 意思の伝達 <ul style="list-style-type: none"> (1) 意思の相互伝達の基礎的能力の習得に関する事。 (2) 言語の受容・表出能力の向上に関する事。 (3) 言語の形成能力の向上に関する事。 (4) 意思の相互伝達の補助的手段の活用に関する事。

資料2

アンケート (久里浜養護学校に関することと転学・卒業後のことについてお尋ねします)

お子さんの氏名

記入者住所

電話番号

記入者氏名

(お子さんとの続柄：)

- 1 久里浜養護学校入学時に期待したことはなんでしたか、あてはまるところに全て○をしてください。
 - ① 運動能力が高まること (ア：座れるようになること、イ：歩けるようになること、ウ：走れるようになること)
 - ② 健康 (身体が丈夫) になること
 - ③ 他人の話すことがわかるようになること
 - ④ 他人に自分の意思が伝えられるようになること
 - ⑤ 落ち着いた行動がとれるようになること
 - ⑥ 身の回りことが自分でできるようになること
 - ⑦ 何もなかった
 - ⑧ その他 (期待したものを書いてください：)

- 2 入学時に期待したことが久里浜養護学校在籍中に達成されましたか、あてはまるところに○をしてください。
 - ① 達成された
 - ② 達成されたことと達成されないものがあった
(達成されたものをお書きください：)
 - ③ 達成されなかった
 - ④ その他 (どのような感想をお持ちかお書きください：)

- 3 久里浜養護学校入学時に期待したことがいつの時点で達成されましたか、あてはまるところに○をしてください。
 - ① 転校・進学した小学校 (小学部) 在学中に達成された。
 - ② 中学校 (中学部) 在学中に達成された。
 - ③ 高校 (高等部) 在学中に達成された。
 - ④ 福祉施設入所中に達成された。
 - ⑤ その他 (いつの時点かお書きください：)

- 4 入学時に期待したものについて現在どのように思いますか、あてはまるところに○をしてください。
 - ① もう少し大きな期待をかけてもよかった。
 - ② 大きな期待をかけすぎた。
 - ③ その他 (お考えをお書きください：)

- 5 久里浜養護学校に在学したことについての感想をお尋ねします、あてはまるところに○をしてください。
 - ① 期待したとおりで満足している。
 - ② 期待はずれであった。(期待はずれの内容をお書きください：)
 - ③ その他 (どのような感想をお持ちかお書きください：)

6 久里浜養護学校の在学中、子どもによりよい指導を行うために必要だと感じたこと(もの)は何かありましたか。あてはまるところに○をしてください。

- ①あった。(具体的な内容は、どのようなこと(もの)かお書きください：)
- ②なかった。
- ③その他(どのような感想をお持ちかお書きください：)

7 久里浜養護学校から転学・進学した先の学校のことについてお尋ねします。

(1) 久里浜養護学校で行われていたお子さんの指導のことについてお尋ねします。あてはまるところに○をしてください。

- ① 担任の先生はよく知っていた。
- ② 担任の先生はほとんど知らなかった。
- ③ その他(どのような感想をお持ちかお書きください：)

(2) お子さんの指導のことについてお尋ねします。あてはまるところに○をしてください。

- ① 久里浜養護学校で行われていた指導は継続されていたと思う。
- ② 久里浜養護学校で行われていた指導は継続されていなかったように思う。
- ③ その他(どのような感想をお持ちかお書きください：)

8 現在、お子さんのことについてどのようなことがお困りですか。お困りのことにお書きください。また、それを解決するためにどのようなことが必要だと思われますか。お考えがあればお教えてください。